

## 粗大ごみ収集の予約はインターネットからもつながります

電話窓口が混み合い、なかなかつながらない。その場合、粗大ごみ受付センターではインターネット窓口からお手軽にご予約できます。

市公式ウェブサイトのトップページ(<http://www.city.ama.aichi.jp/>)を検索、表示し、「粗大ごみ受付センター」のアイコンをクリックしてください。



インターネット予約画面に移動します。

予約の操作が終わると、仮受付の完了です。受付番号が表示されますので、メモなどで控えてください。

電話予約の受付時間内に予約完了メールが届きますので、その時点で正式受付となり、あわせて収集日もお知らせします。

※電話予約と同様、出し方のルールを守ってください。

問合せ先 環境衛生課 ☎444・3132

**登録説明会**  
日時 8月19日(月)  
午前10時～11時45分  
場所 美和公民館  
対象 生後6か月から小学校6年生

**子育て応援**  
ファミリー・サポート・センター  
依頼員を募集します  
子育てのお手伝い(お子さんの送迎・一時預かり)をしてほしい方、地域の方にお願ひしてみませんか？

### 子育て



**甚目寺庁舎に  
手話通訳者を配置しています**  
火曜日 午前9時～正午、午後1時～4時  
木曜日 午前9時～正午  
※上記以外の曜日、または甚目寺庁舎以外でのご利用につきましては、お問い合わせください。  
問合せ先 社会福祉課  
☎444・3135 FAX443・3555  
✉shogai@city.ama.lg.jp



**あま市役所**  
開庁時間 午前8時30分～午後5時15分  
開庁日 土・日曜・祝日

までのお子さんがいるあま市、または大治町内在住もしくは在勤の方  
※妊婦さん、または生後6か月未満のお子さんがいる方も仮登録可能。事務局へお電話ください。  
※登録説明会への参加が必要です。都合がつかない場合は事務局へお電話ください。  
**定員** 30人  
**申込** 説明会の3日前までに電話、またはメール  
※説明会の無料託児があります(4か月から未就学児まで、要予約、定員有り)。託児ご利用を希望の方は開催日1週間前までに申込みが必要です。  
**【メール申込】** 件名「説明会申込み」、本文に「氏名、電話番号、受講日、託児の有無(有りの場合は名前、月齢・年齢)」を記入して送信してください。  
**問合せ先** あま市・大治町広域ファミリー・サポート・センター事務局(甚目寺庁舎子育て支援課内)  
☎462・0150  
FAX 462・0160  
✉ama-harufamisappo@clovernet.ne.jp



## 伊福・秋竹小学校放課後子ども教室の申込みについて

10月から放課後子ども教室を新設します。

**実施日・時間** 10月から令和2年2月までの月曜日のうち、年10回(午後3時～5時)

**対象** 伊福、秋竹小学校に在籍する児童

**内容** 保護者や地域の方等の参画を得て、放課後に工作・レクリエーション等のプログラムを行います。

異学年間の交流、地域の方との触れ合い、体験活動等を行います。

**定員** 各校40人

**参加費** 年額2,000円

(傷害保険料や活動での教材費分)

**児童の帰宅方法** 徒歩か自転車による保護者、またはそれに代わる大人のお迎えが必要です。

※放課後児童クラブ登録者は申込みできません。

**申込みについては左記のとおり**

**仮受付**

**受付場所** 七宝市民サービスセンター、子育て支援課(甚目寺庁舎)

**受付期間** 8月5日(月)から13日(火)までの午前8時30分から午後5時15分(土・日曜・祝休日を除く)

**定員を超えた場合**

抽選を行い、当選者番号・補欠者番号を市公式ウェブサイトに掲載します。当選者には8月下旬に申請書を、補欠者には通知書を送付します。その後、9月上旬に登録説明会を開催します。

**抽選日時・場所** 8月20日(火)午後1時30分から七宝公民館研修室で行います。

※出席は任意です。

**定員を超えなかった場合**

8月下旬に申請書を送付します。その後、9月上旬に登録説明会を開催します。

※登録説明会の詳細は、申請書送付のときにお知らせします。

**問合せ先** 子育て支援課

☎444・3173

**ひとり親家庭に対する手当のご案内**

**児童扶養手当**

次の要件に当てはまる18歳以下(18歳到達年度の3月31日までの児童(一定の障がいがあるときは20歳未満)を監護している父、または母もしくは養育している方に支給されます。

なお、受給から5年を経過した方で未就労などの場合に、支給額が2分の1に減額されることがあります。

## 支給要件

- ① 父母が婚姻を解消した児童
- ② 父、または母が死亡した児童
- ③ 父、または母が重度の障がいにある児童
- ④ 父、または母から引き続き1年以上遺棄されている児童
- ⑤ 父、または母が引き続き1年以上拘禁されている児童
- ⑥ 父、または母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童
- ⑦ 婚姻しないで生まれた児童
- ⑧ 父、または母の生死が不明である児童

## 非該当要件

- ※公的年金を受給している場合や児童が児童入所施設等に入所している場合等、支給要件に当てはまる方でも、支給対象とならないことがあります。

## 手当月額(児童1人の場合)

- 42,910円～10,120円
- ※2人目の児童に対しては、10,140円～5,070円が、3人目以降の児童に対しては、1人につき6,080円～3,040円が加算されます(受給者の所得により決定します)。

## 遺育手当(愛知県・あま市)

- 次の要件に当てはまる18歳以下(18歳到達年度の3月31日までの児童)を監護、養育している方に支給されます。

## 支給要件

- ① 児童扶養手当の支給要件①～⑦に同じ
- ② 父、または母が1年以上行方不明である児童

## ※児童扶養手当の非該当要件に同じ

- 手当月額(児童1人の場合)
  - ・愛知県遺児手当 4,350円
  - ・あま市遺児手当 2,000円
- (支給期間は5年間)
- ※児童扶養手当、遺児手当ともに所得制限がありますので、受給者及び扶養義務者の所得により、支給停止となる場合があります。

**問合せ先** 子育て支援課

☎444・3173

